



# 「働き方改革」に取り組む 事業主の皆様を支援します

人手不足に対応  
するには

助成金を  
利用したい

非正規労働者の  
待遇を改善したい

賃金引上げに活用できる  
国の支援制度を知りたい

顧客や従業員の  
研修会を開催したい

労働時間や勤務形態を見直したい

36協定・就業規則に  
ついて詳しく知りたい

勤務時間

残業

時短

フレックス

年休

事業主の皆さまの「お悩み」に  
専門家（社会保険労務士）がお答えいたします

STEP1

電話・メール  
でご相談ください

STEP2

専門家を派遣し、  
お手伝いいたします

相談  
支援 **無料**

滋賀働き方改革推進支援センター

事業内容

電話相談

メール相談

出張相談

相談会開催

セミナー開催

どうぞお気軽に、  
ご相談ください

電話

0120-100-227

URL

[www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/](http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/)

e-mail

[hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp](mailto:hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp)

開設時間

9：00～17：00（土日祝・盆休み・年末年始除く）

住所

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階  
滋賀経済産業協会内



# 個別相談(専門家派遣)申込書 FAX:077-526-3577

滋賀働き方改革推進支援センター 宛

Web相談フォームはこちら→

<http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/mail.html>



事業所名			ご担当者名		
住所	〒			業種	
電話			F A X		
E-m a i l			@		
訪問希望日	令和	年	月	日 ( )	
	令和	年	月	日 ( )	
	令和	年	月	日 ( )	
相談内容	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金		<input type="checkbox"/> 労働時間・労務管理		<input type="checkbox"/> 賃金引上げ
	<input type="checkbox"/> 人手不足について		<input type="checkbox"/> 助成金全般について		
	<input type="checkbox"/> その他 (				)

## 具体的な支援事例

○従業員 10名(うち、非正規0名)

○業種 設備工事業

### 【支援前の状況】

- ・ 求人票を出しても見向きもされない。入社された労働者も定着しない。
- ・ 就業規則に育児休業等も盛り込み、求人充足に活用を図るとともに、社員にも周知したい。

### 【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

#### 人手不足解消に係る手段を提案

- ・ 会社の現状(労働時間・休日の状況)をヒアリングし、労働時間制度は1年単位の変形労働時間制が最も適合している旨を提案(複数の制度を提案し、各制度のメリット・デメリットを説明した上で、事業主が選択)
- ・ 育児休業・介護休業規程について、現行法の内容を説明の上、就業規則への記載を提案
- ・ 労使協定の過半数代表者の選出方法を説明

### 【支援後の効果】

- ・ 専門家が提案した内容を事業主自らが理解した上で、1年単位の変形労働時間制を採用した。
- ・ 更に、育児・介護休業制度を改定し、人材定着に向けた職場づくりに取り組んでいる。
- ・ 上記取組により、社員が自身の労働条件を正確に把握できるようになった。

## 働き方改革関連法の主なポイント

1

時間外労働の  
上限規制

月45時間  
年360時間

原則

2019年4月1日より  
※中小企業は2020年4月より

※臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。原則である月45時間を超えることができるのは月6回までです。

2

年次有給休暇の  
時季指定

毎年5日

確実に  
取得

2019年4月1日より

3

同一労働  
同一賃金

正規と非正規の不合理な  
待遇差を禁止

2020年4月1日より

※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については2021年4月より適用

「何からはじめればいいのかわからない」とお悩みの事業主のみなさま

「お悩み」解決に向けて、一緒に取り組みましょう!